第百十四条の二十四第一項各号列記以外の部分	障害共済年金	旧職域加算障害給付
	受給権者は、毎年、指定日	受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて連合会が指定したものは、連合会が指定した日（以下「指定日」という。）
第百十四条の二十四第一項第二号、第三項及び第四項	障害共済年金	旧職域加算障害給付

（障害の程度が増進したことが明らかである場合）

第十一条　平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する財務省令で定める場合は、障害の程度が障害等級（平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級をいう。以下この条において同じ。）の二級に該当する者に係るものは、当該旧職域加算障害給付について給付事由が生じた日又は平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項の規定する診査を受けた日のうち最も遅い日のいずれか遅い日以後、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第百五十三号）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号。以下「改正後厚生年金保険法施行規則」という。）第四十七条の二の二第一項各号に掲げるいずれかの状態に至った場合（同項第五号に掲げる状態については、当該状態に係る障害の範囲が拡大した場合を含む。次項において同じ。）とする。

2　平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する財務省令で定める場合は、障害の程度が障害等級の三級に該当する者に係るものは、当該旧職域加算障害給付について給付事由が生じた日又は平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する診査を受けた日のうち最も遅い日のいずれか遅い日以後、改正後厚生年金保険法施行規則第四十七条の二の二第一項各号又は同条第二項各号に掲げるいずれかの状態に至った場合とする。

（改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前国共済規則の適用）

第十二条　改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの（以下「旧職域加算遺族給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係るなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の二十六（第一項第五号、第二項第七号、第三項及び第四項を除く。）、第百十四条の二十七、第百十四条の二十八（第五項を除く。）、第百十四条の二十八の二（第三項を除く。）、第百十四条の二十八の三（第三項を除く。）、第百十四条の二十九（第三項及び第四項を除く。）、第百十四条の三十及び第百十四条の三十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十四条の二十六第一項各号列記以外の部分	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。以下同じ。）

第百十四条の二十六第一項第四号	法第七十四条第一項第三号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条の二第二項第三号
	同じ。）	同じ。）又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第三号
	年月日	年月
第百十四条の二十六第一項第五号の二	夫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫を除く。）	夫
第百十四条の二十六第一項第七号	法附則第十二条の十二第一項各号	平成二十七年経過措置政令第十四条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項各号
第百十四条の二十六第一項第八号	預金通帳の記号番号	預金口座の口座番号
第百十四条の二十六第二項第六号	請求者（組合員又は組合員であつた者の妻並びに六十歳以上の夫	請求者（組合員又は組合員であつた者の配偶者（組合員又は組合員であつた者の
	障害等級	障害等級（平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）
第百十四条の二十六第二項第九号	九　補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、補償事由の発生年月日、補償の支給期間及び補償金額を記載した当該補償の実施機関の長の証明書	九　請求者について国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償に係る当該補償の同法第三条第一項に規定する実施機関の長の証明書
		九の二　預金口座の口座番号について預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
		九の三　死亡の原因となつた病気又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類
第百十四条の二十七第一項各号列記以外の部分	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
	法第七十四条第一項第三号	平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第三号